

## 防火・防災管理者共同選任協議事項

1 基本方針	<p>(1) 当ビルにおける各管理権原者は、共同して(株)神戸商工貿易センター 施設管理部長を当ビルの防火・防災管理者として選任し、一元的に防火・防災管理業務を実施する。</p> <p>(2) 防火・防災管理業務を着実に実施するため、各管理権原者は互いに連携を図り、協力を努めるものとする。</p>
2 防火・防災管理者の権限	<p>(1) 防火・防災管理上必要な場合は、構成事業所内に立ち入り、防火・防災管理上必要な指導、監督、及び報告を求めることができる。</p> <p>(2) 各事業所の防火・防災責任者に対し、消防計画に基づき防火・防災管理上、必要な指示を行うことができる。</p> <p>(3) 防火・防災管理者は、防火・防災管理上の必要がある場合は、各管理権原者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。</p>
3 各管理権原者の業務	<p>(1) 消防計画に従って担当区域の防火・防災管理業務が適正に実行されるように配慮しなければならない。</p> <p>(2) 防火・防災管理者から防火・防災管理上必要な措置を講じるよう求められた場合には、その求めに対し誠実に対応しなければならない。</p> <p>(3) 防火・防災管理者から複数の管理権原者にわたる防火・防災管理上必要な措置を講じるよう求められた場合には、各管理権原者の協議により、共同して対応しなければならない。</p>
4 全体の消防計画の作成と実施	<p>当ビルにおける防火・防災管理業務については、防火・防災管理者が作成する消防計画による。</p>
5 その他必要事項	<p>その他必要な細部事項については、別に定めることとする。</p>